

## 「東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置に関する試行要領」における既設労働者宿舎の取扱いについて

東日本大震災の復旧・復興事業の本格化に伴う宿泊需要の急増や宿泊施設の被災等により、沿岸地域では、労働者が宿泊施設を近隣で確保できない状況が生じていることに鑑み、復旧・復興工事の円滑な施工体制の確保のため、工事に従事する労働者の宿舎を設置する場合の試行要領を定めたところです。

今般、既設労働者宿舎を試行要領の対象とする場合の取扱いについて、下記のとおり定めましたのでお知らせします。

### 1 本取扱いの対象

試行要領適用日以降に工事請負契約を締結した工事において利用するリース契約中（予定も含む。）の既設労働者宿舎。

- ※既設労働者宿舎・・・① 自社又は他の会社が利用後に引き継いで利用する既設労働者宿舎であり、原則、建物の仕様が、試行要領の「労働者宿舎仕様基準」に適合する労働者宿舎  
② 試行要領以外の制度等におけるリース費・撤去費が計上されていない労働者宿舎

### 2 適用日

本取扱いは、平成 26 年 11 月 6 日以降に試行要領第 2 項（3）により本取扱いの内容を協議する工事から適用する。

### 3 本取扱いにおいて間接費として計上できる内容

#### (1) 試行要領第 2 項(11)建物費の範囲の内、次によるもの

- ア 宿舎：建物躯体部に係るリース費用（協議により対象工事とした時点以降）
- イ 宿舎の撤去費用
- ウ 宿舎に関わる設備撤去費用（給排水関係等）

#### (2) 試行要領第 3 項(12)「労働者宿舎実績変更対象費※」（第 3 項(14)による請求があった場合）

- ※共通仮設費・現場管理費の一部を率分計上扱いから実績計上扱いとするもの  
「労働者宿舎実績変更対象費」・・・（共通仮設費）『労働者宿舎の維持・補修』及び『用地借地料』  
（現場管理費）『固定資産税等の租税公課等』

### 4 本取扱いを適用する場合に協議する内容

- (1) 試行要領による。（「労働者宿舎仕様基準」の内、「断熱材」及び「開口部」については、協議により、これによらないこともできるものとする。）
- (2) 用地については、請負工事完了期日まで利用可能であること。

### 5 留意事項

当該工事完了後における労働者宿舎の取扱いについては、試行要領 3 (8)により発注者が指定する者へ引き継ぐか撤去することとなること。